

教育基本法の見直しに反対する意見書

昨年3月、中央教育審議会は、「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」の答申をまとめた。

戦後の歴史の中で「教育の憲法」である教育基本法の明文「改正」の答申が出されたのは初めてである。

教育基本法は、民主的で文化的な国家を建設し、世界の平和と人類の福祉に貢献するという日本国憲法の理念に対し、前文で「この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」として教育の重要性を訴えている。

このように憲法と一対のものとして制定された教育基本法は、国による教育の「不当な支配」を禁じ、第1条で教育の目的を「人格の完成」とし、第3条において「教育の機会均等」を定め、第10条では、そのための条件整備を教育行政に求めている。

その結果、義務教育の保障、僻地教育や定通教育、障害児教育の改善などに見られるように、戦後さまざまな問題を抱えながらも、その理念を実現すべく努力が積み重ねられてきた。

今、求められているのは、教育基本法の目指す理念や内容が、戦後どこまで実現されてきたのか、実現されていない原因と実現のために必要な施策は何かなど、これまでの教育施策を総点検することであると考える。

大切なことは、教育基本法を精神を教育の立て直しに生かすことである。

子どもたちを苦しめている「競争と管理」の教育を改め、「教育の機会均等」や「条件整備」に国も地方自治体も努めることが肝心なのである。

よって、本市議会は、教育基本法を見直し、改定することに強く反対するものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成16年9月28日

三鷹市議会議長 久保田 輝 男